

男系による皇位の安定的継承を

国士舘大学特任教授 百地 章

はじめに

- ・安定的な皇位継承を如何にして確保すべきか。この問題を考える際には、まず原理・原則を明らかにすべきである。すなわち、「皇室の伝統」と「憲法」をもとに考察すべきであって、「男系か女系か」などといった無原則な議論や思い付きからは、正しい解決策は得られないと思われる。
- ・なお、質問項目については、陳述全体を通じ、順不同でお答えしたい。また、平成24年4月及び同28年11月のヒアリングの際に意見を述べた問1の「天皇の役割」は割愛し、問7のいわゆる「女性宮家」の問題は簡略に述べる。

1、「皇室の伝統」及び「憲法」は「男系」…問4

(1) 皇室の伝統は、いうまでもなく「男系」(126代の天皇は全て「男系」)である。…資料①天皇系図

- ・天皇の系図を見ると、直系継承ばかりではなく、非常に複雑である。これは「男系による皇位の継承」を維持するためであった。「直系」が長く続いた例は、初代神武天皇から第13代成務天皇までや、第119代光格天皇から第126代今上天皇までなど数少ない。それ故、「直系」を優先し、結果的に女系をもたらすやり方は、皇室の伝統を否定するものである。
- ・皇位継承の危機は何度もあったが、とくに大きな危機は、南北朝時代を除くと4回もあった。
 - ① 第25代武烈天皇から第26代継体天皇まで…10親等200年も離れていた
 - ② 第48代称徳天皇から第49代光仁天皇まで…8親等130年
 - ③ 第101代称光天皇から第102代後花園天皇まで…8親等100年
 - ④ 第118代後桃園天皇から第119代光格天皇まで…7親等70年
- ・このように、先人たちは男系を維持するため、叡智を傾け、血の滲むような努力を払ってきた。それ故、私たちも先人たちの努力に習い、世界に比類のない皇室の長い伝統を後世に守り伝えていく責務がある (まず歴史と伝統に謙虚に向き合う姿勢が必要であり、現代人の価値観を優先させてはならない)。

(2) 憲法第2条は、「皇位は世襲のものである」と定めており、これを受けて皇室典範第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定めた。

つまり、憲法にいう「世襲」とは「男系」を意味する、というのが立法者意思である。そして歴代政府も一貫して、「皇位の世襲」とは「男系」少なくとも「男系重視」を意味すると解釈してきた。

確かに、政府見解は「男系」を絶対条件とするものではない。しかし、戦後70年以上積み重ねられた政府の公式見解は極めて重い。それ故、このような立法者意思や確立した政府見解を無視して安易に「女系」を容認するのは、憲法違反の疑いがあり、許されない。

- ・ ちなみに、憲法第1条は、天皇の地位が「日本国民の総意に基く」としているが、この「総意」とは日本国憲法が制定され当時の国民の意思であり、世論調査の結果などとは別である。

- ① 憲法制定時の内閣法制局「想定問答」…「皇統は男系により統一することが適当であ[り]、少なくとも、女系ということは皇位の世襲の観念の中には含まれていない」（昭和21年）
- ② 金森徳次郎憲法担当大臣…「本質的には現行の憲法〔明治憲法〕と異なるところはない」（同）
- ③ 宇佐美毅宮内庁長官…「男系をもって貫くということが、世襲の精神に合うものではないか」（昭和39年）
- ④ 角田礼次郎内閣法制局長官…「男系の男子が皇位を継承されるというのが、わが国古来の伝統であって、その伝統を守るということで現在のような規定ができた（昭和58年）
- ⑤ 加藤紘一内閣官房長官…「この規定〔憲法第2条〕は皇統に属する男系の男子が皇位を継承するという伝統を背景として決定された」（平成4年）
- ⑥ 野田佳彦首相…「古来、ずっと長くそういう形〔男系〕で続いてきたことの歴史的な重みというものをしっかりと受けとめ[る]」（平成24年）
- ⑦ 安倍晋三首相…「男系継承が、古来、例外なく維持されてきたことの重みなどを踏まえつつ、考えてまいりたい」（平成26年）
- ⑧ 菅義偉首相…「男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みを踏まえながら、慎重かつ丁寧に行う必要がある」（令和2年）

(3) 有力な憲法学者達も、憲法第2条の「世襲」を「男系」と解している。

- ① 美濃部達吉博士
- ② 宮沢俊義教授
- ③ 小嶋和司東北大教授
- ④ 佐藤幸治京大教授など

(拙稿『皇位の世襲』の意味と『女系天皇』への疑問)

2、女系天皇、女性天皇への疑問

(1) 女系天皇の問題点 …問6

①女系天皇は、2千年近い「皇室の伝統」を破壊するだけでなく、憲法違反の疑いさえある。このことは、1で述べた通りである。

②女系天皇は「万世一系の皇統」を否定するものであって、認められない（井上毅『謹具意見』）。

・イギリスの王朝が「ヨーク」朝から「チューダー」朝さらに「スチュアート」朝へと交代したのは、「女系」による王位継承が行われたためである（ヨーク朝の最後の女性、エリザベスがチューダー家の男性、後のヘンリー7世と結婚、それによってチューダー朝が始まったように、「女系継承」の都度、王朝の名前が変ってきた）。

③それ故、もしわが国で「女系天皇」を容認すれば、その時点で初代神武天皇以来の皇統は断絶し、新たに別の王朝が誕生してしまうことになる。

- ・つまり、「女系天皇」の誕生によって「万世一系の皇統」は断絶してしまう
- ・また、新たに誕生した「王朝」については、正統性が問われることになる

(2) 女性天皇の問題点 …問5

①歴史上、8方10代の女性天皇が存在したが、すべて「男系」であった。

- ・女性天皇は、ふさわしい男子が得られない時に、一時的、例外的に皇位に即かれただけであり、「皇位の安定的継承」に資するものとはいえない。
- ・また、女性天皇は、ご在中、伴侶を持たれることはなかった（女系の子の誕生を防ぐため）。それゆえ、女性天皇は未婚か未亡人の方のみであったが、女性天皇容認論者は、この条件を認めることができるのか。

②「愛子天皇」への疑問

- ・愛子様は「男系」であり、理論的には天皇となられる資格をお持ちかもしれない。しかし、皇室典範第1条は「男系の男子」を要求しており、愛子天皇はありえない。愛子天皇論は、憲法と皇室典範を無視した議論である。
- ・また、男子不在であればともかく、現に皇嗣・秋篠宮殿下と悠仁親王がいらっしゃるのであるから、皇室典範を改正してまで、愛子天皇を実現しようとするのは疑問である。

③女性天皇の問題は、「男女平等」とか「女性の社会進出」などといったことと次元が異なる。皇室典範第1条の「女性天皇の禁止」が憲法第14条の「法の下での平等」に違反しないことは、政府見解も憲法学説も一致して認めている。

- ・「法の下での平等」は一般国民を対象とした国政上の原則である。それに対して、憲法第1章は「法の下での平等」と対極にある「世襲」の天皇制度を認めたものであって、皇室は「法の下での平等」の例外とされている。そこで皇室の伝統を踏まえて、歴史上、一時的、例外的存在であった女性天皇を禁止し、男系男子のみとしたのが、皇室典範第1条である。

3、いわゆる「女性宮家」の問題点 …問7

①「宮家」（世襲親王家）は、「皇統の危機」に備え、男系男子の皇位継承権者を確保するために存在するものであり、「女性宮家」ではその役割が果たせない。

- ・それ故、歴史上も「女性宮家」など存在しなかった。

②女性の配偶者である民間人男子のみを皇族とする「一代宮家」を創設した場合、お子様が誕生したときは、「親子別籍」「親子別姓」「親子別会計」の奇妙な「家族」が誕生する。果たしてこれを正常な「家族」と呼べるのか。

③この疑問を解消するべく、「子」も皇族とすれば「女系皇族」が誕生し、「女系天皇」に繋がる恐れが出てくる。これは皇室の伝統と憲法に違反する。

④「女性宮家」の最大の問題点は、皇室と全く無縁な「民間人成年男子」が結婚を機に、突然「皇族」となって「皇室」に入ってくる危険があることである。

⑤婚姻により皇籍を離脱され民間人となられた女性皇族には、天皇のご沙汰により、非常勤の国家公務員などのかたちで、必要な折、皇室活動を支えて戴くことも考えられる。

- ・その際、ご沙汰により「皇女」や「王女」などの称号を賜わることはありうる（拙稿「皇女案と男系の安定継承策は別」『産経新聞』令和2年12月21日）…問8

4、旧皇族の男系男子孫を皇族として迎え、男系による皇位の安定的継承を

(1) 皇室と世襲親王家（宮家）は常に一体の関係に

①室町時代以降、4つの世襲親王家が成立し、3方の天皇が誕生している。例えていえば、1本の柱（皇室）を4本の支柱（宮家）で支えてきた。

- ・世襲親王家（宮家）…生まれた時は「王」であっても、代々、天皇の名目上の養子（猶子）として親王に任ぜられ、皇位継承権を有した

- i) 伏見宮家（室町時代）→第102代後花園天皇
- ii) 桂宮家（安土桃山時代）
- iii) 有栖川宮家（江戸時代初期）→ 第111代後西天皇
- iv) 閑院宮家（江戸時代中期）→第119代光格天皇

・ 光格、仁孝、孝明、明治と続く幕末の天皇は、成長された「直系」の男子はお一人だけという厳しい状態にあった。そのため「傍系」の伏見宮家や有栖川宮家などの親王を頼りとされた（現在は、「傍系」の宮家も存在しない）

・ 明治天皇は明治12年まで直系の男子が不在であり、誕生された一人の皇子（大正天皇）もご病弱であった。その為、この間は直系の皇位継承権者は存在せず、傍系の有栖川宮家の威仁親王を頼りとされた。

②皇室と伏見宮家の緊密な関係 …資料②皇室と伏見宮家の緊密な関係

・ 旧11宮家に繋がる伏見宮家からは、後花園天皇が誕生。また、歴代当主はその時々天皇の名目上の養子（猶子）として親王に任ぜられ、皇位継承権を有した。そして、江戸中期から幕末にかけて、実際に天皇の候補とされた当主も2人おられる。

・ さらに、宮家に当主不在の時は天皇の皇子（貞行親王）が伏見宮家に入ったり、天皇の皇女2人（福子内親王、秋子内親王）が伏見宮家に降嫁している。

・ 明治天皇は、4人の内親王を伏見宮家に繋がる4宮家（朝香宮家、東久邇宮家、竹田宮家、北白川宮家）に降嫁され、「直系の危機」に備えられた。

・ また、昭和天皇も1人の内親王を東久邇宮家に降嫁されている。

(2) 旧11宮家51人の皇族の「皇籍離脱」について

① 旧皇族の「皇籍離脱」は、形式的には「自ら願い出たもの」とされている。しかし、実際には、GHQの圧力の下、約9割の財産課税や収入の途絶等によって、主に経済的な理由からやむを得ず皇籍を離脱せざるを得なかったというのが、実情である。また、昭和天皇は、旧皇族の「皇籍離脱」に反対され、最後まで抵抗されている。

・ 昭和天皇のお言葉「諸般の事情により、秩父、高松、三笠の三宮を除き、他の皇族は全員臣籍降下する事情に立ち至った。まことに遺憾であるが、了承してもらいたい」（高橋紘・鈴木邦彦『天皇家の密使たち』）

②歴史上、皇族の「臣籍降下」は天皇の命によるか、自ら願い出て天皇がお認めになる方法しかなかった。しかし旧宮家の方々は、敗戦後の占領下においてGHQつまり外国の圧力のもとに皇籍離脱を強いられたものであり、極めて例外的なものと考えなければならない。

③現在、皇位継承権を有する男子皇族がお3方しかおられないことから、「男系皇統」を維持するためには、占領下に皇籍離脱をされた旧宮家の男系男子孫に着目する必要があるが、それは以上のような理由によるものである。

④加えて、旧11宮家26名の男子皇族は、現行憲法下でも昭和22年10月14日に皇籍を離脱されるまでの約5か月間、皇族の身分と皇位継承権を有しておられた特別な方々である。

(3) 戦後、皇籍を離脱された旧宮家の方々は、明治以降、すべて伏見宮家の家系に属しておられた。そして、旧皇族およびその男系男子孫の方々は、現在の皇室と親戚関係にある方々ばかりである…資料③旧宮家略系図

①現在の皇室と旧皇族およびその男系男子孫の方々は、明治以降、すべて親戚関係にある。具体的には、久邇家の当主邦昭氏は、上皇陛下と従兄弟関係にあり、東久邇家の当主も今上陛下と従兄弟関係にある。また、東久邇家には明治天皇と昭和天皇のお二人の内親王が降嫁され、竹田家にも明治天皇の内親王が降嫁されている。さらに、旧賀陽宮家は、明治時代に久邇宮家から分家して設立された。

②旧宮家のうち、「久邇家」「賀陽家」「東久邇家」「竹田家」の4家系には、現在、20代以下の未婚の男系男子が、少なくとも10名はおられると思われる。

(4) 現在の皇室と旧宮家の方々は、皇籍離脱後も親しく交際され、今でも親密なご交流があると伺っている

①昭和天皇のお言葉「此度、臣籍に降下になるとも、皇室との交際は、ちっともかはらぬ」(『梨本宮伊都子妃の日記』)。

②寛仁親王も、「みなさんが意外にご存知ないのは、我々現職の皇族と旧宮家の方々はすごく近しく付き合ってきたことです。それは先帝様のご親戚の集まりである『菊栄親睦会』をベースとして、たとえばゴルフ好きが集まって会を作ったりしています。また、お正月や天皇誕生日には、皇族と旧皇族が全員、皇居に集まって両陛下に拝賀というご挨拶をします。最初に我々皇族がお辞儀をして、その後、旧皇族の方々が順番にご挨拶をしていく。ですから、我々にはまった

く違和感などありません」（「なぜ私は女系天皇に反対なのか」『文藝春秋』特別編集『皇后誕生』令和元年12月）

③平成6年4月に、霞会館で開催された「菊栄親睦会」の写真を見ると、旧宮家からは伏見博明氏、久邇朝建氏、久邇朝宏氏、梨本徳彦氏、朝香誠彦氏、東久邇信彦氏、壬生基博氏、東久邇真彦氏、東久邇盛彦氏、東久邇征彦氏、北白川道久氏、竹田恒和氏、まだ小中高校生と思われる東久邇照彦氏、東久邇睦彦氏、壬生基敦氏ら15名の男性が参列しておられることが分かる…資料④菊栄親睦会

(5) 皇室典範の特例法として、「旧皇族の男系男子による皇族身分取得特例法」（仮称）や「旧皇族の男系男子による養子特例法」（仮称）を制定し、旧皇族の男系男子孫の中から何人か若い相応しい方々に「皇族」になって戴いたり、現宮家の「養子」という形で「皇族」になって戴き、将来「宮家」を名乗って戴く。そして悠仁天皇を支えて戴く…問9 問3

①現皇室典範第1条で「皇統に属する男系の男子」として位置付けられていた旧皇族の男系男子孫の方々は、皇室と親戚関係にあり、今なお、皇室とは親密なご交際がなされている。そのような歴史的に由緒正しい、若い方々を、新たに皇族ないし皇族の養子としてお迎えするのであれば、国民感情としても受け入れやすく、理解も得られやすいのではなかろうか。また、「女性宮家」のように、皇室と全く無縁な民間人の成年男子が、女性皇族との婚姻を機に突然皇室に入ってくるのと異なり、はるかに安心できるのではなかろうか。

②旧皇族の男系男子孫で、皇嗣・秋篠宮殿下の次の世代に属する若い方々を皇族としてお迎えするのは、できるだけ早い方が望ましい。というのは、皇族としての教育をお受け戴くのは、できるだけ世俗に染まらないお若いうちの方が良いと思われるからである。また、このまま行けば、悠仁親王をお支えする皇族は減少する一方であることから、少しでも早く旧皇族の家系から皇族をお迎えして、悠仁親王をお支えする体制を整えて戴きたいからである。

③歴史上、皇族が臣籍降下した後に、再び、皇籍を取得した例は少なからず存在する。その代表的な例は、第59代宇多天皇である。宇多天皇は、皇族時代に臣籍降下され、後に再び皇族となり、皇位に即かれた。また、第60代醍醐天皇は、宇多天皇が臣籍降下されていた時代に、その子として誕生し、後に皇族、さらに天皇となられた。逆に、皇室と全く無縁の男性が皇族となった例は、歴史上、一度もない。

④終戦時の首相・鈴木貫太郎が「将来、皇位継承権者がいなくなったらどうするか」と加藤進宮内府次長に尋ねたところ、加藤は「かつての皇族の中に社会的に尊敬される人がおり、それを国民が認めるならその人が皇位についてはどうでしょうか」と答えている（高橋・鈴木『前掲書』）。また、加藤宮内府次長は、別のインタビューで、旧皇族の方々に対して「万が一にも皇位を継ぐべきときが来るかもしれないとの御自覚の下で身をお慎みになっていただきたい」と申し上げた旨、証言している（加藤進「戦後日本の出発—元宮内次官の証言」『祖国と青年』昭和59年8月号）。

(6) 皇室典範第2条は「皇位継承の順序」を規定しており、第1項では「皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える」と述べ、皇長子以下の「現在の皇族男子」の皇位継承の順序を定めた。それに加え、第2項では「前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える」と規定している。

この「それ以上で、最近親の系統の皇族」こそ、戦後、皇籍を離脱された「旧皇族男子」のことであり、第2項は「直系の皇統の危機」に備えたものである。

それゆえ、「直系の皇統の危機」にあって、現在、空文化している第2項を蘇らせるため、旧皇族の家系から相応しい男子を「皇族」や現皇族の「養子」として迎えるのは、法的に最も理に適っているのではないかと思われる。

…問9

①皇室典範第15条は、皇族以外の男子が皇族となることを禁止している。それ故、旧皇族の家系に属する男系男子孫を皇族として迎えるためには、皇室典範の特例法として、前述の「旧皇族の男系男子による皇族身分取得特例法」（仮称）を制定する必要がある。

②皇室典範第9条は、天皇および皇族の「養子」を禁止しており、養子を認めるためには皇室典範特例法を制定する必要がある。それが先に述べた「旧皇族の男系男子による養子特例法」（仮称）である。

③歴史上、天皇や皇族の養子は少なくない。にもかかわらず、旧皇室典範で養子が禁止されたのは、主に、明治以降にわかに増加した宮家（皇族）が益々増加することを防止するためであった。であれば、当時とは逆に、現在は男子皇族の数が減少する一方であることから、皇室典範の特例法によって「養子の禁止」の例外を認めることは、問題ないと思われる。

おわりに

- ・従来、女系天皇・女性宮家の支持者たちは、旧宮家や旧皇族の方々について「600年前に別れた家系であり、戦後70年も民間人であった人々のことなど、国民が理解するはずがない」の一言で意図的に排除し、現在の皇室だけを採り上げて、男系による皇位継承は困難であると主張してきた。

しかし、以上述べたように、皇室と伏見宮家は600年間にわたって、常に緊密な関係にあった。また、占領下において皇籍離脱をせざるを得なかった旧皇族と現在の皇室は親戚関係にあり、今でも親密な交際が続いている。そして旧皇族の中には多くの男系男子孫がおられる。

それ故、この中から若くて相応しい方々を皇族に迎えば、男系による安定的な皇位継承は可能であり、これこそが「皇室の伝統」および「憲法」に則った方法であることを理解してくれるはずである。

- ・ちなみに、各種世論調査では、女性・女系天皇の支持が7～8割に達している。しかし、国民の多くは女性・女系天皇の意味さえ理解していない。それゆえ、そのような世論も無視はできないが、それに左右されるべきではない。

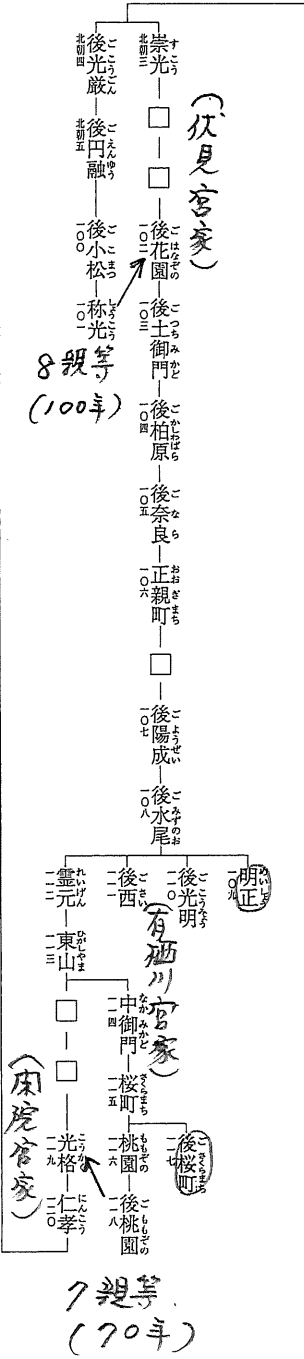
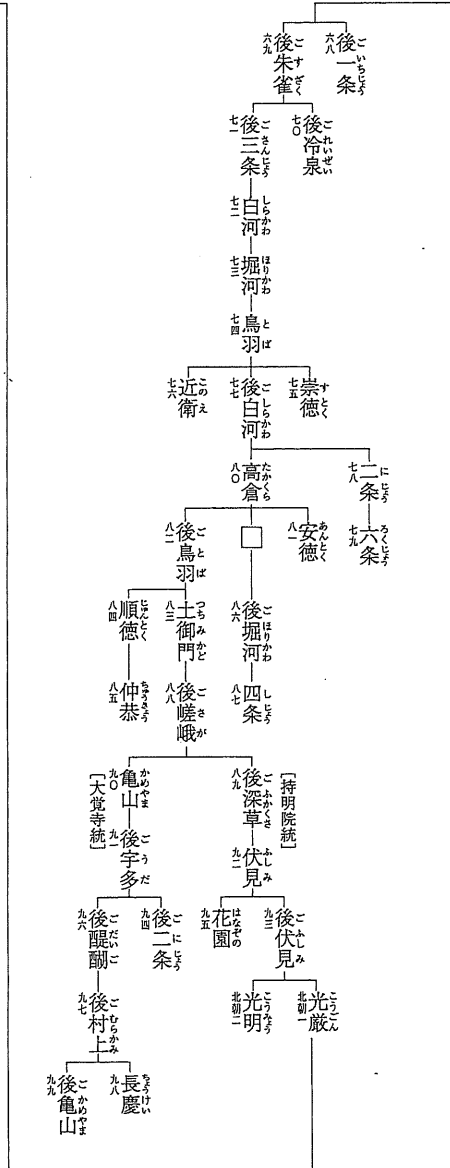
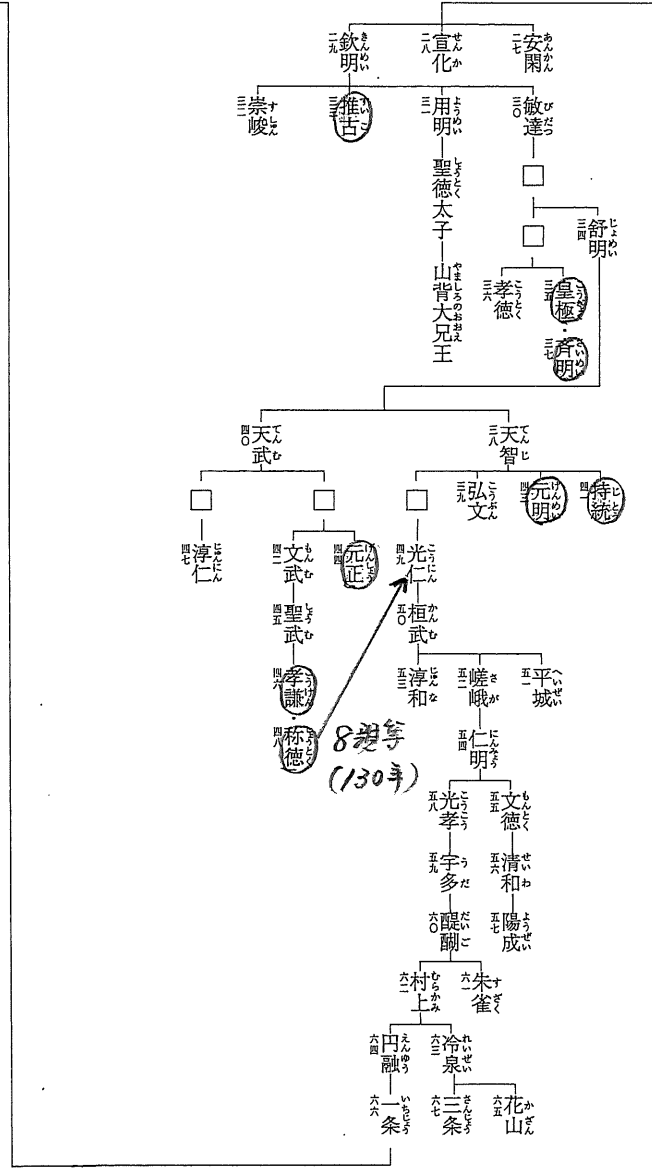
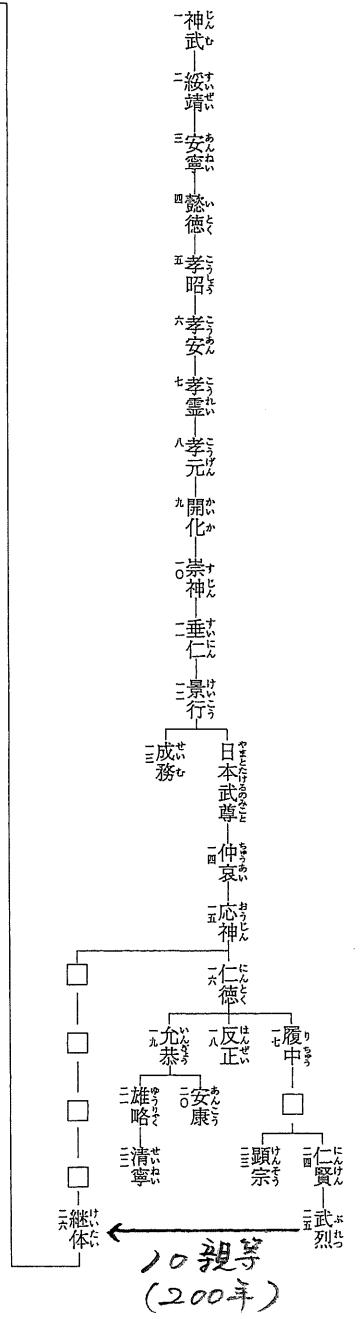
他方、旧皇族の家系に属する男系男子孫の方々を皇族に迎えることについて、政府はこれまで公式に言及することはなかったと記憶するが、それでも世論調査によっては「旧宮家の皇籍復帰」を支持する者が上回っているものがある。

…資料⑤世論調査

- ・それ故、旧宮家や旧皇族の男系男子孫のご存在、旧皇族の皇籍離脱の背景などについて、政府や国会がきちんと説明すれば、さらに多くの国民の理解が得られるようになるのではないかと確信している。

[参考文献：拙稿「男系（父系）による皇位の安定的継承を」『日本国憲法 八つの欠陥』第4章第2節]

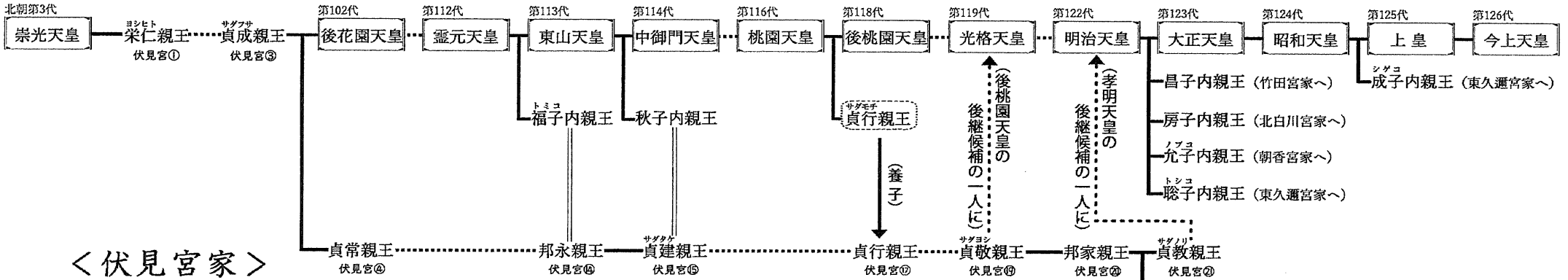
天皇系図 (数字は「皇統譜」による即位の順) ○ 女帝



- 孝明
- 明治
- 大正
- 昭和
- 上皇
- 今上

皇室と伏見宮家の緊密な関係

< 皇室 >



< 伏見宮家 >

1. 世襲親王家

●伏見宮家の歴代当主は、歴代天皇の猶子となって親王に任ぜられ、常に皇位継承権を有した

2. 歴代当主のうち

- 1人は天皇に（後花園天皇）、2人が天皇の候補となった（第19代貞敬親王、第21代貞教親王）
- 1人は天皇の皇子が養子として入っている（第17代貞行親王）
- 2人は、天皇の皇女が降嫁（第112代靈元天皇の福子内親王、第113代東山天皇の秋子内親王）

3. 旧11宮家は伏見宮家の流れ

- 明治天皇は「直系の危機」に備え、4人の内親王を4宮家に降嫁（朝香宮家、東久邇宮家、竹田宮家、北白川宮家）
- 昭和天皇も1人の内親王を宮家に降嫁（東久邇宮家）

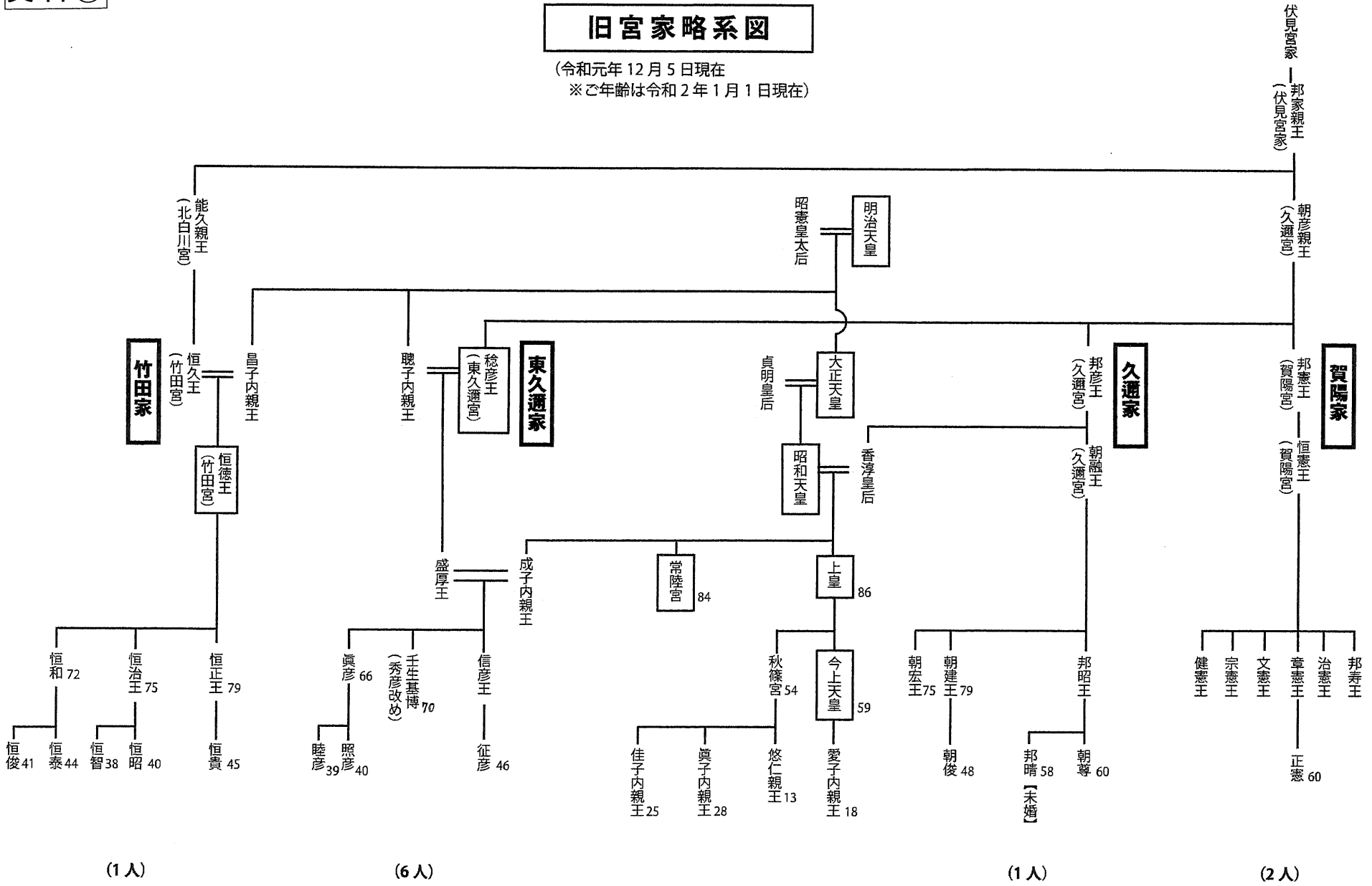
4. 皇室と旧宮家の方々は親戚関係に

- 今上天皇と東久邇家の当主は従兄弟関係
- 上皇陛下と久邇家の当主も従兄弟関係

(旧宮家)

旧宮家略系図

(令和元年12月5日現在)
※ご年齢は令和2年1月1日現在)



菊栄親睦会

[平成6年4月24日 霞会館]



今回の菊栄親睦会には、両陛下、皇太子ご夫妻はじめ101名がご出席（本文179ページ参照）



天皇皇后両陛下ご成婚三五年（還暦
皇太子ご夫妻ご成婚一年記念

「華麗なる皇室」(株式会社 学習研究社)

女性天皇・女系天皇と世論調査・国会議員アンケート

1、女性天皇・女系天皇と世論調査

(1) 産経・FNN (令和元年5月13日)

- ・女性天皇 …賛成78.3% 反対13.1%
- ・女性宮家 …賛成64.4% 反対16.3%
- ・女系天皇 …賛成64.2% 反対21.4%

・女性天皇と女系天皇の違いを理解しているか？

- ・理解している(よく、ある程度) …44.0%
- ・理解していない(あまり、全く) …51.9%

・旧宮家の皇籍復帰 …賛成42.3% 反対39.6%

(2) NHK (令和元年10月21日)

- ・女性天皇 …賛成74% 反対12%
- ・女系天皇 …賛成71% 反対13%

・女系天皇の意味を知っているか？

- ・知っている …42%
- ・知らない …52%

(3) 産経・FNN (令和元年11月19日)

- ・女性天皇 …賛成78.4% 反対12.4%
- ・女系天皇 …賛成61.7% 反対20.2%

・女性天皇と女系天皇の違いを理解しているか？

- ・理解している(よく、ある程度) …42.9%
- ・理解していない(あまり、全く) …55.0%

・旧宮家の皇籍復帰 …賛成43.3% 反対34.9%

2、女性天皇・女系天皇と全国国会議員アンケート

(週刊朝日 2019年11月11日)

- ・女系天皇 …賛成29% 反対13%
- ・愛子天皇 …賛成28% 反対8%
- ・女性宮家の創設 …賛成29% 反対4%

・旧皇族の復帰に 賛成9% 反対4%